

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 各審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、各保護変更決定通知書（令和2年7月31日付。以下それぞれ「本件処分通知書1」「本件処分通知書2」という。）により請求人に対して行った各保護変更決定処分（以下それぞれ「本件処分1」「本件処分2」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

生活保護法に基づき収入認定の計算方式があいまいであり明確ではありません。私の生活は食事も十分に取れず栄養状態も悪い状況で一日一食生活です。その人の資力に合った保護を行わなければなりません。月額¥128,000を下回る生活でも一日一食なのですから月額¥65,438ではとても生きていくことができません。今一度保護費の見直しを請求いたします。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年2月1日	諮問
令和3年2月15日	主張書面の提出
令和3年4月15日	審議（第54回第3部会）
令和3年5月14日	審議（第55回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施

機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入申告義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 収入認定、必要経費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・2は、収入の認定は月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとしている。

同第8・3・(1)・ア・(ア)は、勤労に伴う収入について、官公署、会社等に常用で勤務している者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、同・(イ)は、その収入を得るための必要経費としては、同・(4)に定める基礎控除のほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとしている。

そして、同・(4)を受けて、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・3・(1)・アは、基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額に対応する次官通知第8・3・(4)・別表「基礎控除額表」（以下「基礎控除額表」という。）の収入金額別区分に基づき認定することとし、

同・イは、基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第8・3・(1)・アによる勤労収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額によることとしている。また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問8-69は、この「通勤費等の実費を控除する前の収入額」について、源泉徴収される諸経費の全てを控除する前の給与総収入額によることとしている。

(5) 次官通知、局長通知及び問答集の位置づけ

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、作成されたものである。

2 本件各処分についての検討

これを本件各処分についてみると、処分庁は、請求人が提出した収入・無収入申告書及び2020年6月分給与明細書の写しに基づき、請求人への総支給額94,996円から、基礎控除額表に定める基礎控除額22,800円、通勤手当5,550円、雇用保険料284円及び所得税3,200円の合計31,834円を控除した63,162円を請求人の令和2年7月分の収入として認定し、同月分の保護費を変更した（本件処分1）ことが認められる。

また、処分庁は、請求人に継続して同額程度の収入が見込まれることから、同年7月分の収入認定額と同額の63,162円を請求人の同年8月分の収入として認定し、同月分の保護費を変更した（本件処分2）ことが認められる。

そうすると、勤労収入に係る収入認定に当たっては、収入総額を収入として認定した上で、基礎控除額表において収入総額に対応する基礎控除額（本件の場合、収入金額別区分91,000～

94,999円、1人目の区分に対応する22,800円)、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を必要経費として控除するとされているところ(1・(4))、処分庁は、基礎控除額、通勤手当及び控除額の全て(雇用保険料及び所得税)を控除した63,162円を、請求人の収入額として適切に認定していることが認められる。

また、収入の認定は月額によることとし、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定するとされているところ(同)、処分庁は、請求人が就労を継続していることから、同額程度の収入が継続して見込まれるとして、令和元年7月分の請求人の収入として認定した63,162円と同額分を請求人の同年8月分の請求人の収入額として認定し、同月分の保護費を変更するとしたことが認められる。

したがって、本件各処分は、いずれも上記1の法令等の定めにより適正に行われたものと認められ、また、違算も認められないから、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件各処分の違法性又は不当性を主張する。

しかし、処分庁が、上記1の法令等の定めにより、請求人の収入を認定した上で各保護費を算定していることは、上記2のとおりであるから、収入認定の方法があいまいで明確でないとする請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成